

様式第二十二号（第五十六条関係）（H18厚労令174・一部改正）

（表 面）

診 断 書（保健手当用）

氏 名						明治 大正 昭和	年	月	日生	男・女
居 住 地										
障害の原因となった 負傷又は疾病の名称										
上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷 害作用の影響によるものでないこと が明らかである場合はその旨の意見										
*1 身体 上 の 障 害 の 状 態	視 力	右( )	聴力	聴 力 レベル	右 左	デシベル デシベル	体 幹 機 能 障 害			
		左( )					その他の運 動機能障害			
	平 衡 機 能 障 害						内 部 障 害			
	音 声 言 語 機 能 障 害									
	上肢の状態									
	手 指 の 状 態						頭部、 顔面等 の醜状	部 位		
	下肢の状態							状 態		
※ 2 上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律施行規則別表第1に定める程度の身体上の障害であ るかかどうかについての意見						1 別表第1第( )号 に該当する 2 別表第1に該当しな い				
上記の障害が固定しているかどうかについての意見						1 固定している 2 固定していない				
<p>以上のとおり、診断します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関の名称 所 在 地 医 師 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>										

記入上の注意

- ※1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。
- ※2の欄の別表第1については、裏面を参照してください。  
なお、この欄は、1又は2のいずれかに○印を付けてください。

（日本工業規格A列4番）

(裏 面)

別表第1

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 音声機能、言語機能又はそしやく機能を喪失したもの
- 5 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの
- 7 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢のすべての指を欠くもの
- 9 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 10 両下肢をショパー関節以上で欠くもの
- 11 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 12 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- 13 一下肢の機能を全廃したもの
- 14 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 身体の機能の障害又は病状が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- 17 頭部、顔面等に日常生活を営むのに著しい制限を受ける程度の醜状を残すもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。